

広島文教大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この学則は、広島文教大学学則（以下「学則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づき、広島文教大学大学院（以下「本学大学院」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 条の 2 本学大学院の「修了認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」については、別に定める。

(自己点検・評価)

第 3 条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 3 条の 2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るため、研修及び研究を実施するものとする。

(課程)

第 4 条 本学大学院に修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

(研究科及び専攻)

第 5 条 本学大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

人間科学研究科

教育学専攻

2 人間科学研究科は、人間の教育及び心身の健康に関する高度な専門的知識と研究能力及び優れた実践力を身につけさせることによって、地域社会の中で中心となって活躍できる人材の育成を目的とする。

(収容定員)

第 6 条 本学大学院の収容定員は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	入学定員	収容定員
人間科学研究科	教 育 学 専 攻	15	30

(標準修業年限)

第 7 条 本学大学院の標準修業年限は、2 年とする。

(長期履修学生の修業年限)

第 8 条 前条の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了すること（以下「長期履修学生」という。）を希望する旨願い出たときは、研究科委員会の協議を経て、学長が許可することがある。

2 長期履修学生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（在学期間）

第 9 条 本学大学院の在学期間は 4 年を超えることはできない。

第 2 章 教育課程等

（教育方法）

第 10 条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（担当教員）

第 11 条 本学大学院における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

2 本学大学院における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授又は講師に担当又は分担させることができる。

（指導教員）

第 12 条 学生は、入学後、指定の期日までに指導を希望する教員の許可を得た上で、研究科長に指導教員届を提出し、承認を得なければならない。

2 学生は、指導教員の変更を希望するときは、研究科長に願い出てその承認を得なければならない。

（研究題目）

第 13 条 学生は、入学後所定の期日までに指導教員の指導により、研究題目を研究科長に届け出なければならない。

2 学生は、研究題目の変更を希望するときは、指導教員の許可を得て、研究科長に届け出なければならない。

（授業科目、単位数及び履修方法）

第 14 条 本学大学院の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 1 のとおりとする。

（成績評価基準等の明示等）

第 15 条 本学大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（学部授業科目の履修）

第 16 条 学生は、指導教員が教育上必要と認めたときは、学部の授業を履修することができる。

2 前項により修得した授業科目の単位は、修了に必要な単位数に含めない。

（単位及び授業の方法）

第 17 条 単位及び授業の方法については学則第 12 条及び第 12 条の 2 第 1 項から第 3 項の規定を準用する。

(教育方法の特例)

第 18 条 現職教員等である第 2 年次学生については、本学大学院が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 19 条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位については、本学大学院において修得したものとみなし 15 単位を限度として、研究科委員会の協議を経て学長が認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、15 単位を限度とし、前条第 2 項により修得した単位と合わせて 20 単位を超えないものとする。

(評価)

第 21 条 授業科目の成績の評価、成績表示及び合否は次のとおりとする。

成 績 の 評 価	成績表示	合 否
秀 (90～100 点)	S	合 格
優 (80～89 点)	A	
良 (70～79 点)	B	
可 (60～69 点)	C	
不可 (60 点未満)	D	不合格

第 3 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 22 条 本学大学院の修了要件は、2 年以上在学し、所定の授業科目 32 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、本学大学院が優れた業績を上げたと認める者については、本学大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第 23 条 前条の最終試験は、修士論文等を中心として、これと関連ある科目について行う。

2 修士論文等及び最終試験の合否は、研究科委員会の協議を経て、学長が決定する。

3 審査方法については、別に定める。

(学位の授与)

第 24 条 本学大学院を修了した者に修士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

第 4 章 学年，学期及び休業日

(学年，学期，休業日)

第 25 条 本学大学院の学年，学期及び休業日については，学則第 5 条及び第 7 条の規定を準用する。

第 5 章 入学，再入学，転学，留学，休学，退学及び除籍

(入学の時期)

第 26 条 入学は，学年の始めとする。

(入学資格)

第 27 条 本学大学院に入学することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により，独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において，学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 大学に 3 年以上在学し，又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し，本学大学院において，所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本学大学院において，個別の入学資格審査により，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，22 歳に達したもの

2 前項第 7 号の個別の入学資格審査については，別に定める。

(出願書類)

第 28 条 本学大学院に入学を志願する者は，所定の期日までに検定料を納付の上，入学願書及び別に定める書類を提出しなければならない。

(入学試験)

第 29 条 入学志願者に対しては，選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第 30 条 入学を許可すべき者は，大学運営協議会の議を経て学長が決定する。

(入学手続及び入学許可)

第 31 条 入学の許可を受けようとする者は，指定の期日までに所定の書類を提出するとともに，所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は，前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第 32 条 第 36 条の規定により退学した者又は第 37 条により除籍された者で学則第 40 条第 2 号若しくは第 3 号に該当する者が，再入学を願い出たときは，選考の上，再入学を許可することがある。

2 再入学については、別に定める。

(転 学)

第 33 条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

2 他の大学院から転学を希望する者については、学年の始めに限り、試験の上許可することができる。

(留 学)

第 34 条 留学については、学則第 26 条の規定を準用する。

(休 学)

第 35 条 学生が、疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 か月以上修学できないときは、学長の許可を得て、休学することができる。

2 休学しようとする者は、医師の診断書又は事由書を沿え、保証人連署で願い出なければならない。

3 休学期間は、引き続き 1 年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。

4 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

第 35 条の 2 その他、休学については学則第 36 条及び第 37 条の規定を準用する。

(退 学)

第 36 条 退学については、学則第 33 条の規定を準用する。

(除 籍)

第 37 条 除籍については、学則第 40 条の規定を準用する。

第 6 章 納付金

(納付金)

第 38 条 授業料などの納付金は、別表第 2 に定めるとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、納付金については、学則第 45 条から第 48 条までの規定を準用する。

第 7 章 資 格

(教育職員免許状)

第 39 条 (削除)

(臨床心理士試験受験資格)

第 40 条 (削除)

(公認心理師国家試験受験資格)

第 40 条の 2 教育学専攻の学生で公認心理師国家試験受験資格を希望する者は、公認心理師法第 7 条第 1 号に定める心理学その他の公認心理師となるために必要な科目を履修しなければならない。

2 公認心理師の国家試験受験資格の取得については、別に定める。

第 8 章 科目等履修生，研究生，大学院研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第 41 条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生については、別に定める。

(研究生)

第 42 条 本学大学院の学生以外の者で本学大学院において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生については、別に定める。

(大学院研修生)

第 43 条 本学大学院を修了し、本学大学院において特定の事項について研究継続を志願する者があるときは、大学院研修生として入学を許可することができる。

2 大学院研修生については別に定める。

(外国人留学生)

第 44 条 日本国籍を有しない者で教育を受ける目的を持って入国し、本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考により外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については、別に定める。

第 9 章 賞 罰

(表彰)

第 45 条 表彰については、学則第 57 条の規定を準用する。

(懲戒)

第 46 条 懲戒については、学則第 58 条から第 60 条までの規定を準用する。

第 10 章 運営組織

(研究科委員会及び大学院運営委員会)

第 47 条 本学大学院に研究科委員会及び大学院運営委員会を置く。

2 研究科委員会及び大学院運営委員会については、別に定める。

(研究科長、副研究科長、専攻主任)

第 48 条 本学大学院に研究科長、副研究科長及び専攻主任を置く。

2 研究科長、副研究科長及び専攻主任については、別に定める。

第 11 章 雑 則

(雑 則)

第 49 条 この大学院学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、学則その他学部学生に関する規定を準用する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 4 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金については、平成 5 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条の規定は、平成 6 年 2 月 1 日から適用する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 6 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 8 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 9 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 10 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 11 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 11 年 8 月 31 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 12 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 13 年度の入学生から適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 授業料などの納付金は、平成 14 年度の入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年度から平成 19 年度における収容定員は、第 6 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	国語学国文学専攻	英米文学専攻	教育学専攻
平成18年度	5	5	20
平成19年度	0	0	30

- 3 人間科学研究科国語学国文学専攻及び英米文学専攻は、第 6 条の規定にかかわらず、平成 18 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 この改正学則施行の際、現に在学する学生にかかる学則の適用については、なお従前のとおりとする。

附 則

この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度から平成 21 年度における収容定員は、第 12 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

年 度	教育学専攻	人間福祉学専攻
平成20年度	30	3
平成21年度	30	6

附 則

この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 29 年度以前の入学生にあつては，改正後の広島文教女子大学大学院学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この改正学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は，令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度以前の入学生にあつては，改正後の広島文教大学学則の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表第1(第14条関係)

人間科学研究科教育課程

(1) 教育学専攻教育学コース

	授業科目	単位	講義 演習	必修 選択	開講時期及び週当たりの時間数				修了要件
					1 年次		2 年次		
					前期	後期	前期	後期	
専門科目	教育史特論	2	講義	選択	2				1. 履修基準 (1) 専門科目 28 単位以上 (2) 特別研究 4 単位以上 (3) 修士論文等 2. 履修方法 (1) コース開設科目 24 単位 (特別研究 4 単位を必ず含むこと。) (2) 自由選択科目 8 単位（他コースの授業科目の履修も可。）
	教育史演習	2	演習	選択		2			
	教育社会学特論	2	講義	選択	2				
	教育社会学演習	2	演習	選択		2			
	教育方法学特論	2	講義	選択			2		
	教育方法学演習	2	演習	選択				2	
	教科教育学特論Ⅰ	2	講義	選択	2				
	教科教育学演習Ⅰ	2	演習	選択		2			
	教科教育学特論Ⅱ	2	講義	選択			2		
	教科教育学演習Ⅱ	2	演習	選択				2	
	教育哲学特論	2	講義	選択	2				
	教育制度学特論	2	講義	選択		2			
	教育情報学特論	2	講義	選択			2		
	教育情報学演習	2	演習	選択				2	
	教育心理学特論	2	講義	選択	2				
	教育心理学演習	2	演習	選択		2			
	発達心理学特論	2	講義	選択			2		
	発達心理学演習	2	演習	選択				2	
	認知・学習心理学特論	2	講義	選択	2				
	認知・学習心理学演習	2	演習	選択		2			
	スポーツ心理学特論	2	講義	選択			2		
	スポーツ心理学演習	2	演習	選択				2	
	臨床心理学特論	2	講義	選択	2				
	心の健康教育に関する理論と実践	2	講義	選択		2			
特別研究	教育学特別研究Ⅰ	1	演習	必修	2				
	教育学特別研究Ⅱ	1	演習	必修		2			
	教育学特別研究Ⅲ	1	演習	必修			2		
	教育学特別研究Ⅳ	1	演習	必修				2	

(2) 教育学専攻心理学コース

	授業科目	単位	講義 演習	必修 選択	開講時期及び週当たりの時間数				修了要件
					1 年次		2 年次		
					前期	後期	前期	後期	
専門科目	心理学研究法特論	2	講義	必修	2				1. 履修基準 (1) 専門科目 28 単位以上 (2) 特別研究 4 単位以上 (3) 修士論文等 2. 履修方法 (1) コース開設科目 24 単位 (特別研究 4 単位を必ず含むこと。) (2) 自由選択科目 8 単位（他コースの授業科目の履修も可。）
	心理学研究法演習	2	演習	必修		2			
	心理学統計法特論	2	講義	選択			2		
	社会心理学特論	2	講義	選択	2				
	社会心理学演習	2	演習	選択		2			
	対人心理学特論	2	講義	選択			2		
	対人心理学演習	2	演習	選択				2	
	教育心理学特論	2	講義	選択	2				
	教育心理学演習	2	演習	選択		2			
	発達心理学特論	2	講義	選択			2		
	発達心理学演習	2	演習	選択				2	
	認知・学習心理学特論	2	講義	選択	2				
	認知・学習心理学演習	2	演習	選択		2			
	スポーツ心理学特論	2	講義	選択			2		
	スポーツ心理学演習	2	演習	選択				2	
	臨床心理学特論	2	講義	選択	2				
	心の健康教育に関する理論と実践	2	講義	選択		2			
特別研究	心理学特別研究Ⅰ	1	演習	必修	2				
	心理学特別研究Ⅱ	1	演習	必修		2			
	心理学特別研究Ⅲ	1	演習	必修			2		
	心理学特別研究Ⅳ	1	演習	必修				2	

(3) 教育学専攻臨床心理学コース

	授業科目	単位	講義 演習	必修 選択	開講時期及び週当たりの時間数				修了要件
					1 年次		2 年次		
					前期	後期	前期	後期	
専門科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	2	講義	選択	2				1. 履修基準 (1) 専門科目 28 単位以上 (2) 特別研究 4 単位以上 (3) 修士論文等 2. 履修方法 (1) コース開設 科目 24 単位（特 別研究 4 単位を必 ず含むこと。） (2) 自由選択科 目 8 単位（他コー スの授業科目の履 修も可。）
	保健医療分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	2	講義	選択			2		
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅰ	2	講義	選択		2			
	福祉分野に関する理論と支援の展開Ⅱ	2	講義	選択				2	
	教育分野に関する理論と支援の展開	2	講義	選択	2				
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	2	講義	選択			2		
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2	講義	選択				2	
	心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ	2	講義	選択	2				
	心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ	2	講義	選択		2			
	心理支援に関する理論と実践Ⅰ	2	講義	選択	2				
	心理支援に関する理論と実践Ⅱ	2	講義	選択		2			
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	2	講義	選択		2			
	心の健康教育に関する理論と実践	2	講義	選択				2	
	遊戯療法特論	2	講義	選択	2				
	臨床心理学演習Ⅰ	2	演習	選択	2				
	臨床心理学演習Ⅱ	2	演習	選択		2			
	臨床心理学演習Ⅲ	2	演習	選択			2		
	臨床心理学演習Ⅳ	2	演習	選択				2	
	心理実践実習Ⅰ	1	実習	選択	3				
	心理実践実習Ⅱ	1	実習	選択		3			
	心理実践実習Ⅲ	1	実習	選択			3		
	心理実践実習Ⅳ	1	実習	選択				3	
	心理実践実習Ⅴ	2	実習	選択		6			
	心理実践実習Ⅵ	2	実習	選択			6		
	心理実践実習Ⅶ	2	実習	選択				6	
特別研究	心理学特別研究Ⅰ	1	演習	必修	2				
	心理学特別研究Ⅱ	1	演習	必修		2			
	心理学特別研究Ⅲ	1	演習	必修			2		
	心理学特別研究Ⅳ	1	演習	必修				2	

別表第2(第38条関係)

納 付 金

(単位 円)

種 別 在学年度	入学金	授業料 (年額)
1 年目	180,000	760,000
2 年目	—	760,000

注：実習にかかる費用は，自己負担とする。

備考

1. 休学者又は2年間の修業年限（長期履修学生は除く。）を超えて在学する者は，在籍料として各期 60,000 円を徴収するものとする。
2. 2 年間の修業年限（長期履修学生は除く。）を超えて在学する者の在籍料を除く納付金については，履修単位 1 単位につき 24,500 円とし，履修単位数に応じて徴収するものとする。
ただし，各期の納付金の合計金額が，授業料の金額の 2 分の 1 を超えるときは，2 分の 1 を上限とする。
3. 別表第2に定める納付金のうち，長期履修学生の授業料は，長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に 760,000 円を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額（その額に 10 円未満の端数があるときは，これを切り上げた額）とする。
4. 長期履修学生は，前項に定める授業料と併せて入学後 3 年目以降，在籍料として年額 33,000 円を納付しなければならない。
5. 既に長期履修を認められている者が履修期間の変更を認められたときの授業料は，改めて計算し直すものとする。